

令和4年度東京都入札監視委員会第2回指名停止等に係る苦情処理部会

令和4年10月3日

東京都庁第一本庁舎 15階 15A会議室

【臼田契約調整担当課長】 改めておはようございます。契約調整担当課長の臼田でございます。少し早いのですが、先生方、先日に引き続きまして、どうぞよろしくお願いいたしますします。

開会に先立ちまして、本日御参加いただいた記録を残すために、スクリーンショットを1枚撮らせていただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

【一同】 はい。

【臼田契約調整担当課長】 では、少々お待ちいただけますでしょうか。

【一同】 どうぞお願いします。

【臼田契約調整担当課長】 よろしく願いいたします。

撮影が終わりました。御協力ありがとうございます。

それでは、開会の挨拶を契約調整担当部長よりお願いいたします。

【前山契約調整担当部長】 それでは、おはようございます。すみません、お手間を取らせまして、財務局契約調整担当部長の前山でございます。

これより令和4年度東京都入札監視委員会第2回指名停止等に係る苦情処理部会を開催いたします。

委員の皆様には、お忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。本日は要綱第2条第5号の規定に基づきまして、財務局長から審議を依頼させていただきました。前回8月29日に行いました第1回指名停止等に係る苦情処理部会に引き続きまして、指名停止等に係る利害関係者からの苦情申立てにつきまして御審議いただくものでございます。審議内容につきまして、後ほど改めて事務局のほうから御説明いたします。

まず、出席者の確認でございます。本日御出席いただいております委員及び東京都の職員の出席につきましては、配付資料のとおりとなっております。よろしくお願いいたしますします。

本日は6名の皆様が御出席いただいております。

有川委員は、政府の別の会議へ御出席ということで、こちらのほうは御出席できないということでございます。

片桐委員には、業務の御都合で御欠席と連絡を受けております。

なお、小池委員は、所用により本日10時半までの出席となりますので、皆様、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、本日の議事の進行役につきましては、前回に引き続き、小見部会長にお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それでは、小見部会長、進行をよろしくお願ひいたします。

【小見部会長】 皆様、おはようございます。指名停止等に係る苦情処理部会の部会長を務めさせていただく小見でございます。前回に引き続きよろしく申し上げます。

それでは、早速ですが、本日の議事進行と資料について事務局から説明をお願いいたします。

【臼田契約調整担当課長】 事務局、契約調整担当課長、臼田でございます。

それでは、議事進行につきまして簡単に御説明を申し上げます。

本日は、当委員会設置要綱第2条第5号に基づく指名停止等に係る利害関係者からの苦情申立てについての審議となりますが、先日8月29日に開催いたしました第1回の審議におきまして、追加で調査を行うべき事項について御意見がございましたので、追加調査結果を踏まえて、改めて御審議いただくこととなります。

議事の進行については以上でございます。

続きまして、事前にお送りいたしました資料について確認をさせていただきます。

本日の資料は、第2回指名停止等に係る苦情処理部会のタイトルが記載されたA4縦の次第、次のページに出席者一覧がございまして、その次のページに、資料右上に追加資料と記載された全4ページの資料が、前回からの追加の審議資料となります。

また、8月29日開催の第1回指名停止等に係る苦情処理部会の資料一式につきましても、お手元に御準備いただきますようお願いいたします。

資料の不足等はございませんでしょうか。

なお、一部資料に法人情報等を含むことから、本日の委員の皆様限りで御覧いただくこととさせていただきます。本日の部会終了後も、お取扱いにつきましては十分に御注意くださいますようお願い申し上げます。

それでは、小見部会長、議事の進行をよろしくをお願いいたします。

【小見部会長】 それでは、これより審議に入ります。審議については、個人情報や法人等の情報の保護のため非公開とし、後日審議概要及び議事録を東京都財務局のホームページに掲載する予定です。

では、取材等の方は御退席をお願いします。

【臼田契約調整担当課長】 本日出席ございませんので、部会長、続けてお願いいたします。

【小見部会長】 では、先日から引き続きの審議となりますが、改めて当部会の役割について御説明いたします。

本日は、本件苦情申立てに係る指名停止措置について、当該指名停止措置が適正に行われたものか否かを判断するとともに、苦情申立人からの再苦情申立ての趣旨に正当な理由があると認められるか否かという点について、委員の皆様にご審議いただきたいと思っております。

審議の結果につきましては、最終的に部会として財務局長への報告書にまとめる必要がございますので、本日は報告書に盛り込むべき骨子となる内容を集約させていただきます。

まず、先日の審議の振り返りですが、前提として、苦情申立人が主張している東京消防庁と過去の落札事業者との間で、官製談合があったか否かという点については、行政捜査などの強制的な捜査を行わない限りは認定することは困難であり、部会としてその有無について判断することはできないという御意見がございました。

その上で、御意見としては大きく2つあったと認識しております。

1つ目が、苦情申立人である株式会社RELIEFが、落札決定後に契約締結辞退をしたことについて、正当な理由があったかどうかという点です。

2つ目が、東京消防庁の行った仕様書策定などの調達手続に課題があったのではないかとこの点です。

当部会としては、1つ目の苦情申立人の契約締結自体に正当な理由があったとする訴えに妥当性があるかどうかという部分について、必要な追加調査を行った上で、再度審議を行う必要があるとの方向性にまとまりました。

なお、2つ目の調達手続の課題の部分については、今後同様のことが繰り返されないためにも、改善点等を検討していく必要があるということとなりました。

ここまで申し上げた前回の議論を踏まえまして、本日の部会の進め方ですが、まず第1部として、前回審議からの追加調査結果を踏まえまして、当該指名停止措置が適正に行われたものか否かを判断するとともに、苦情申立人からの再苦情申立ての趣旨に正当な理由があると認められるか否かという点について、追加調査結果も踏まえまして、委員の皆様にも再度御審議いただき、部会として財務局長に提出する報告書の骨子を固めていきたいと思っております。

その後、第2部で、東京消防庁が行った今回の調達手続について、課題、改善点等について御意見をいただこうと考えております。

それでは、まず第1部に入っていきますが、苦情申立人の契約締結辞退に正当な理由があったかという点について、追加調査結果を踏まえて御意見をお願いいたします。

御発言に当たりましては、当該の資料ページなどをおっしゃっていただくようお願いいたします。

まず、正当な理由があったかどうかを判断する一つの基準としまして、仕様に設定した0.048mm(±0.01mm)のフィルムを使用した生地が市場に流通しており、調達可能なものなのか否かというところが論点になっていたかと思っておりますが、追加調査結果を御覧になって御意見はいかがでしょうか。

なお、事務局のほうで、本日御欠席の有川委員からの御意見をお預かりしていると聞いておりますが、事務局から発言をお願いいたします。

【臼田契約調整担当課長】 事務局、臼田でございます。

有川委員からお預かりしている意見を申し上げます。

都の追加調査結果は、一般的に流通しているフィルムであるということは示しているものの、これをもって客観的に入手可能だった、そのフィルムに汎用性があったと認定する

ことは難しいのではないかという懸念があり、恐らく委員によっても、この辺りは見解が分かれるのではないかという御意見をいただいているところでございます。

以上でございます。

【小見部会長】 ありがとうございます。

それでは、他の委員の皆様はいかがでしょう。御意見、御質問等がありましたらよろしく願います。

【森岡委員】 森岡ですが、有川先生の意見は、それで全てということですね。

【臼田契約調整担当課長】 はい。

【森岡委員】 要は、客観的に入手できたと認めるにはというところの、その理由のところを伺いたいと思ったのですけれども、そここのところはこれ以上の御説明はないという前提でしょうか。

【臼田契約調整担当課長】 要するに、各所において納品されているという事実は調査の結果からは確認できます。ただ、この事業者が客観的にそれを入手可能であったと認定することは難しいという御意見をおっしゃってありました。それ以上については、我々としても聞き取りできていない状況でございます。

【森岡委員】 ありがとうございます。森岡としては、この追加調査の資料の2を踏まえれば、十分客観的に入手可能であったのではないかと思ったところです。当該事業者がどのように入手できたのかという、そこまでについて多分この手続で確認をする、あるいは認定をしなければいけないという負担は、ないのではないかと考えております。

他の調達事例だとかで、素材そのものも明らかになっているということだとかがありまして、申立人がもともと想定していた談合のようなことがあるということも、特段ほかの事情からもうかがわれるところが私はないかと思っておる次第です。

以上です。

【小見部会長】 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。

【松本委員】 松本です。

【小見部会長】 はい、どうぞ。

【松本委員】 談合があったかどうかというのは、この今議論しても仕方がないといえますか、ここで認定できる問題ではないので、全く検討する必要がないと思っています。我々が検討しなければいけないのは、その見方が2つあると思います。1つは、指名停止処分、つまり業者に対する不利益処分をした時点で都が確認した資料は、その不利益処分をするのに十分なものであったかどうかということです。

つまり、その当時の資料を前提として指名停止を、業者に対する不利益処分ですので、その処分をするのに十分な検討や証拠があったかどうかというのを検討すべきではないかという考え方もあると思うのです。

一方で、後から追加調査をしてもらった資料を含めて我々が中身に立ち入って、当時流

通していたかどうかとか、当時客観的に調達可能だったにもかかわらず、その努力をしなかったということを認定する必要があるのかどうかというのは、また少し違う視点かと思っています。私は、この委員会で検討すべきなのは、ひょっとして前者なのではないかとも考えています。この調査をそもそもしなければならなかった時点で、都としては不利益処分をするに足る客観的な証拠がなかったということではないのかと思います。

つまり、我々から見てもその不利益処分をしていいのかどうか、分からない段階で不利益処分をしましたと思うので、それ自体がそもそも手続として誤っていたのではないかという懸念があります。それが私の出発点としての疑問がまずあります。

さらに、仮に後者の今追加調査を含めて内部に立ち入って認定をしますという前提に立ったとしまして、ではこの追加調査の結果を見て、当時この製品が流通して客観的に入手が容易だったかどうかといわれますと、この資料を見ただけでは、私はそこまでの認定はできないかと評価しています。多分その評価をする必要があるかどうか、先ほど申し上げましたとおり定かではないかと思いますが、委員の皆さんにお伺いしたいと思っています。

特に、既に頂いていた資料、前に頂いていたほうの通し番号で123ページ、当時入札に参加した会社から聴取した当該生地の入手可能性についての意見を見ますと、これは当時の参加した企業の意見なので、本来仕様を公表していたことを前提に指名停止の決定をしていたかと思うのですが、これを見ると全部で22社から来ていて、12社は生地の調達は困難であるというのに、ほぼ同様の意見が出ていたと確認できます。つまり22社中12社は難しかったと言っているのですから、この時点であったと評価するに足る資料かと私は理解しております。この後、今例えば東京消防庁が当該生地を仕様に定めた状況というのは、もちろん大きな行政機関がこの生地を定めたわけなので、その後開発して生産し始めて流通し始めてきたとも考えられるが、今流通しているかどうかということを確認しても、当時どうだったかということを確認する資料として適当かどうかというのは、なかなか難しいのかなと評価しております。

すみません、長くなってしまいましたが、松本の意見は以上です。

【小見部会長】 ありがとうございます。

ただいまの件についていかがでしょうか、事務局としては。

【臼田契約調整担当課長】 今のお話に関して、資料といいますか、それぞれの調査の位置づけを改めて確認させていただきたいのですが、まず指名停止を行って契約締結辞退届というものが事業者から提出をされました。その後、事業者から談合の情報が寄せられたことを受けて、この253ページの調査というものは行われているということ、まず大前提として御認識いただきたいと思っています。

これは指名停止を行うのに足りるかどうか、この調達の困難さというのを検証するために行った調査では全くなくて、そもそも談合という情報が寄せられたがゆえに、そういった事実があったのかどうかというものを調べる、検討の過程の中でこういったものが出て

きているということでございます。

我々指名停止に関する考え方は、基本的には公開された仕様書に対して事業者がそれができるかと判断をして手を挙げて参入してきたわけです。そのことに対して契約締結前に辞退を行うということについては、これは我々としては客観的によほど正当な理由がない限りは、指名停止の理由に足るものであると考えております。

ですので、今回その上で事業者からは特に正当な理由としまして、客観的にどのような理由があったのか、これを立証するのは基本的には事業者側になると認識しております。

我々が指名停止を行うに当たって、事業者からはそういった客観的に正当な理由と認められるような事実の提示がなかったということで、我々としては標準の指名停止期間である6か月の指名停止を行ったというものでございます。

その前段に行っている様々なヒアリング調査というのは、あくまでも談合情報を寄せられたがゆえに、その談合の有無について確認する過程の中で出てきた情報だということは、御理解いただきたいと思います。

以上です。

【小見部会長】 ということですが、要するに落札をして契約して不履行だった場合には指名停止になるというのは、これは基本的なルールということではよろしいのですか。

【臼田契約調整担当課長】 はい。我々の要綱の中で今回の指名停止と申しますのは、契約締結前に事業者が締結を辞退するという行為については、正当な理由がない限りにおいては指名停止を行うという形になっております。

【小見部会長】 ということですね。今回については、談合があったということをもって、正当な理由だと主張してきているのに対してどうですかと、そのためにこれが開かれているということですね。だから、直接的には談合がなければ、粛々と指名停止をするというのが従来の方策であるのですけれども、談合そのものは調査認定することは難しいので、周辺状況として談合が行われるような状況があったのかということですね。つまり全く生地とかが市場にもうなくて、どこかが談合しているということが推察できるような状況にあったのかどうかということ、ここで調べているというような理解でよろしいですか。

【臼田契約調整担当課長】 そうです。最初に事業者からは175ページ、176ページの契約締結辞退願い及び経緯書というものが当初提出されて、我々としてはこれをもって締結辞退と捉えております。

その後、事業者から談合情報というものが寄せられてきました。それに対して調査を行いました。調査を行った結果として談合の事実は認められなかったということです。その結果として、談合はないという判断をした上で我々としては指名停止措置を行ったということです。

停止措置の後に、事業者から談合があったから調達が困難だったのですというような主張の苦情申立書というものが178ページにありますけれども、出されているという時系列になっております。

【小見部会長】 ですので、談合自体を捜査して認定するというのは、ここでは無理ですが、談合が行われたかもしれないという状況証拠的なものがあったのかどうかということを、今ここで議論しているという理解でよろしいですね。

【臼田契約調整担当課長】 今回調達をしていく中で、談合の認定は難しいということは、恐らく先生方皆様大体共通の認識かと思うのですけれども、そうはいつでも当時本当にこれは調達するのに難しくなかったのか、仕様設定の中で困難性が伴っている、特定事業者にしか調達できないような状況はなかったのかというような議論に前はなつたために、今回この再調査を行いまして、改めてこれが当時、現状いろいろな事業者において流通しているのかどうかということを、確認させていただいたという経緯かと認識しております。

【小見部会長】 ということでございますが、いかがでしょうか。松本委員、今の件に関しましていかがでしょうか。

【松本委員】 ありがとうございます。指名停止の標準期間につきましては、従前に頂いている資料の208ページから220ページ、こちらに措置要件と該当する期間と標準期間というものの紹介がなされている、規定があると理解しております。

本件で問題となっておりますのは、211ページの7項、不誠実な行為に該当するかどうかです。またその該当するとして、この期間が相当かと、今回は標準の6か月の指名停止処分が出ていますけれども、その期間が処分として相当かどうかということかと思いません。

他方で、ほかの措置要件と期間を見比べてみますと、例えば6、入札参加資格申請における虚偽申請、これと同じぐらいということだと思えるのですよ。7、つまり虚偽申請をしたのと同程度の不適切行為というのが7の不誠実な行為ということだと思えるのですけれども、これとまた似ているものとしては、例えば208ページだと贈収賄に関する規定の対象となる期間、贈賄の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで処された場合ですとか、その違法行為とか不法行為に相当するような事例で、標準6か月の指名停止期間ということかと思えるのですけれども、7の正当な理由がなくというのは、本当に正当な理由がなく、取りあえず入札に参加してみて、落札できたら契約しようというような不誠実な行為をしているのではないかと思っています。

それほど悪性の不正の立証がないのに、例えば上の虚偽記入をした人と同じような処分をしていいのかどうかということかと思えます。

先ほど御説明いただいた談合がなければ正当な理由がないというのは、この条項の解釈として誤っていると思えますし、もし東京都が今までそういう基準で指名停止の処分をしてきたとすると、それ自体がどうなのかと私は思いますけれども、先生方はいかがでしょうか。

【小見部会長】 今の御意見を……。

【森岡委員】 いいですか。

【小見部会長】 はい、どうぞ。

【森岡委員】 特に刑法上の違法行為が前提にはなっていないと私は読んでいますけれども、209ページで契約成績不良とか、社会的信用失墜行為とか、そういうものも挙げられていますので、入札参加者として不適切だと考えられる一般的なことが挙げられていて、その中には、刑法上の犯罪を構成するものも含まれているのでしょうけれども、一律そのようなレベルの違法性の高さというのは、別に要求されているわけではないと思います。またこの入札手続の中で、限られた時間で都民のために契約しなければいけない、履行しなければいけないということがあるわけですから、入札する以上は当然契約をするという前提になっているわけなので、契約締結義務も発生するはずですから、それで締結しないという理由はこの時点ではありません。そのような行為があつて正当な理由がないという場合には入札停止になるのは普通のことです。

今回特段の事情もなければ、今、松本先生がおっしゃったように、どういうシチュエーションか分からないのですけれども、普通に入札に参加して落として、正当な理由なく契約を締結しなかったというのは、当然この中に含まれているので、その特別な事情に正当な理由があるかないかは、今ここで審議されているということだと思っています。

申立ての内容そのものは、あくまでも談合行為ということですが、ただ少し広げて、そもそも入手不可能な素材を示していた、特定の者にしか入手できないようなもの示していたということがあれば、それは問題だと私としては前回までは理解していたところですよ。

以上です。

【小見部会長】 ありがとうございます。

はい、どうぞ。

【木下委員】 木下でございます。

【小見部会長】 はい、どうぞ。

【木下委員】 すみません、前回参加できなくて、失礼いたしました。

この問題については、やはり入札に落札をした業者は、当然入札をするときに見積もりを立てていますし、物品調達の見積もりですから、当然入手先についての見込みを立てた上で、落札してから探しにいきましょうということではなく、要するに自分が入手できる金額の見込みを立てた上で恐らく入札されていると普通考えますし、その入手見込みの業者から調達を断られ、同等の代替品が非常に困難な、狭い製品がスペックとして決められていたため調達できませんでしたと、私はそういう事件だと捉えたのですね。

そうすると、そうなったときに入札に応札するところまでは順調だったけれども、世の中の事情の変化で、つまり調達先の事情の変化で調達ができなかったことの罰として、この行政罰ですから、指名停止6か月というのが果たしていいのかということを見ましたときに、私は松本先生が言うように違法行為の云々というよりも、それ以外の理由でも、やはり6か月は本人にとって不本意に重いのではないのかという気持ちにはなりました。

というのは、調達の努力はかなりされたということは資料でも本人もおっしゃっておりますし、普通は6か月という入札を見ますと、例えば価格の高騰などで応札した条件で調達をして納品すると自分が損をしてしまうから、損をしたくないから断る。自らの経営判断で断るといふようなときには6か月だと私も思うのですが、今回は一生懸命調達しようと思ったけれども、そもそも物の流通がなくて手に入らなくてということであれば、少しそこは御本人が最初の申立書が、標準よりも軽くしてくださいといふようなことが書いてありましたけれども、そこは考慮してもいいのではないかと考えています。

その理由としては、私は事前説明のときに都の方に申し上げたのですが、ここは辞退で6か月なのですけれども、前の業者はさらに重い処分になっているのです。やはり調達ができなかったという理由です。こんなに2回も続けて調達に失敗するような、つまり応札業者が調達に失敗するような標準といふか仕様の決め方といふのには、やはり都側も反省すべき点があったのではないかと考えて、6か月は重いのではないかと考えているのは私の意見です。

そういう意味で、全く業者側の意見を意に介さず、標準どおりでいいとは思いませんでした。

私の意見は以上です。

【小見部会長】 ありがとうございます。

【前山契約調整担当部長】 小見部会長、よろしいですか。

【小見部会長】 はい、どうぞ。

【前山契約調整担当部長】 すみません、細かいところで恐縮なのですが、今回我々が指名停止措置をしているのは、あくまでも契約の相手方ですので、行政処分ではございません。あくまでも契約の相手方として東京都が選ぶ中で、どのように今後取扱い、要は指名をしていくかどうかというのを措置と言っておりますが、あくまでも民衆と同じような立場で措置をしているというところでございます。

【小見部会長】 はい、ありがとうございます。

それで、今の件に関しては、私のほうから御質問ですけれども、では、6か月が長いということであれば、それよりも短くするといふようなことはできるのですか。そういうスキームといひますか、それを書いたものがどこにあるのでしょうか。

【松本委員】 標準が6か月なだけで、この7項によりますと1か月以上12か月以内と定められておりますので、1か月から12か月の間で相当な期間を定めるということは可能かと思っております。

【小見部会長】 そういふことですか。

【白田契約調整担当課長】 事務局からよろしいでしょうか。

【小見部会長】 はい、どうぞ。

【白田契約調整担当課長】 いわゆる措置の期間の話につきましては、テクニカルな話では、要綱上は確かに幅を持たせておりますので、できなくはないのだろうとは考えてお

ります。ただ実際、今木下先生からありましたように、事情を勘案して、例えば標準よりも減らすとか、そういう話になってきましたら、当然それなりの論拠といったものを正当に示していただいた上で、我々として判断していかなければなりません。非常に難しくなってくるだろうというところも考えております。

今回、事業者のほうからは、必ずしも難しかったというところに関して、この措置の期間を短くするだけの正当な理由というものが示されていないというのが、我々の認識です。

ですので、今回に関しては通常の、これまでの前例にありますとおり基本的には6か月、落札後に契約締結の辞退を行った事業者に対しては、標準の6か月をほぼ一律にかけてきているという状況もありますので、これを今回も適用したというのが、今の状況でございます。

ちなみに、例えば契約締結後に辞退をするというか、やはりやめますというような話になってきますと、これは自治法上の入札参加禁止2年という形になります。そのほうが非常に重たいという形になります。

今回は、あくまでも契約締結前の話ですので、あくまでも都の内規に従いまして、都として指名停止を行うものとして、標準6か月という形で行っているものでございます。これはやはり都事業の進行というものを著しく妨げる行為でもありますし、それは結果的には都民に対する不利益を与える行為であると考えております。

以上です。

【小見部会長】 つまり、要綱上は一応1か月から12か月まで変えることはできると書いてありますが、基本的には標準としては6か月でありまして、それを変えるような場合は、それ相応の理由が必要ですよということです。今回この当該業者が申し立てているのは談合の話なので、もし特別な期間にするのであれば、その事情は業者側が別途、証明なりをする必要があるという理解でよろしいですか。

今回のものはその証明になっていないということですね。つまり談合があったということの証明にはなっていないので、通常の6か月が妥当ではないかというのが、財務局の意見、見解だということでもよろしいですか。

【臼田契約調整担当課長】 はい、おっしゃるとおりです。あくまでも事業者側にその具体的な理由を示す、その責任があると考えております。

【小見部会長】 ということですが。

【森岡委員】 よろしいですか、森岡です。

【小見部会長】 はい、どうぞ。

【森岡委員】 1つ、多分今若干分かれ目になっているのが、先ほどから出ていますその苦情申立ての段階では、このRELIEFは談合ということを主張していて、それについて専ら判断すれば足りるという考え方です。あと恐らく松本先生、木下先生がおっしゃっているのは、それ以前から質問等が来ておりまして、入手困難であったというやり取りが前提としてあった上で、最終的に指名停止を受けて苦情申立てをしているので、そこも

含めて事情として判断すべきではないかという話が、多分あるのだろうと思っています。

前者であれば、シンプルな話で残念ながら、具体的に談合を疑わせるような端緒といたしますか、きっかけは御本人たちが言っている以上のことは分からないということです。それで、特定の素材メーカーだけが発売していて、他の業者をはじいているというようなことがもし見えてくれば、またあり得るかと思ったのですが、今のところそれはなさそうだと私は見ておりますので、その上で前提となっているのは、もともとの入手困難さというところを、苦情申立てに当たって配慮すべきなのかどうかという点です。

私は、客観的な入手可能性という点で、そもそも客観的な入手可能性がないのであれば、それはまずいのではないかと考えていましたので、その限度で見てもいいのかと考えていたというくらいです。そこは議論の整理かと思っています。

あと1点ですが、木下先生がおっしゃっていたように、取れると思って調査をし、見積もりも取ってやってみたのですけれども、結局その後の事情でうまくいかなかったのではないかというお話がありまして、私は若干この案件に関しましては違う見方をしているのですが、入札の結果の24、25、26を見ますと、数量はそれぞれ異なると思うのですが、(非公表部分)とRELIEFは、2番札以降に対して、思い切り低い金額で落としているというところがありまして、これは想像の話なので認定ではないのですけれども、恐らく彼らは、自分なりのもので安いところで手に入れられると踏んだのだろうと思うのです。

ただ、ほかの業者は大体このくらいの1億何千万円くらいの相場どおりの標準的な素材が恐らくあるのだろうと思うのですけれども、これを見ますと。それで札を入れたということです。

彼らとしては、それはビジネスチャンスということも含めて、安い金額である程度リスクを取ってでも取ろうと思ったけれども、結果として多分それがうまくいかなかったということではないかと私は考えていますので、そこは正直自己責任の範囲ではないのですか。この落札金額にかなりの差があるので、相場よりもかなり低い金額でチャレンジしたということではないかと私は勝手に思っています。これは認定の前提になる事実かどうかは別ですけれども、すみません、しゃべり過ぎました。

以上です。

【小見部会長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

【五十嵐財務局経理部長】 財務局経理部長、五十嵐です。よろしいでしょうか。

【小見部会長】 はい、どうぞ。

【五十嵐財務局経理部長】 物品契約については工事契約などとは違って、公募というのでしょうか、案件募集してから入札までの期間というのは、1か月も要らない、非常に短い期間の中で入札が行われることとなります。

入札までの間、事業者のほうでは、これだけ1億数千万円ぐらいの金額ですので金額も

さることながら、どのくらいの量をきちんと確保できるかというものを確認して、見積もりを取った上で入札に参加するかどうかを決めていただきます。

参加希望を出した上で、実際に札を入れるかどうかというのは、これはまた別の問題ですので、その間に入手困難等を察することができるだけの期間というのは、十分であると我々は思っております。そこであえて札を入れたということは、入手できると踏み、そこが確実な見積もりを取ってれば、落札した後に契約を辞退するなどということは、本来は起き得ないことだと思います。ただ、今回の場合は不幸なことながら、そういうことが起きてしまいました。

私どもから申し上げますと、入札に参加、札を入れることを強制したわけでも何でもないです。自分の責任で札を、この金額でできますと言って意思表示したものが、落札した後でよくよく確認してみたら、こんな量は供給できませんと、そこでどうなったのかは、我々はその事情について事業者から一切説明を受けていません。入手が困難でしたという話だけをされていて、どういう見積もりをしてどういう見積書を取ったのかというものも示されていませんので、そういったところも含めると、私どもとしてみれば、事業者の責任でありますし、札を入れる前によくよく考えて辞退することは十分可能だったと思います。

入札を辞退すること自体にはペナルティーは一切かかりません。入札をして落札した後で、やはりできませんでしたというのは、これは契約の信義則からいきますと重大な信義則違反なのではないかと我々は思っています。

そういった意味でいきますと、標準月数の6か月というのが、感覚的に長いのか短いのかということについては、いろいろ御議論はあるかと思えますけれども、これまで東京都、ほかの自治体も含めておおむね6か月ぐらいというのが相場、逆にいうと指名停止の相場のような形になっています。そういった意味で、私どもはこれまでやらせていただいているということでございます。

またもう一つ、0.048ミリの話につきましては、これは仕様の問題ではありますけれども、こちらについても一般的に薬局等で買えるような素材ではないことは間違いありません。ただ、消防庁が緊急事態のときに感染症のおそれがあるようなものところに、防護服を着て救助にいかねばいけないとなったときに、レベルの低い防護服では意味をなしません。そんなものを職員に着させて出動しろと指示することは、これはやはり問題があるということもありますので、これはレベル6という非常に高性能な素材で、なかなか入手は困難なものなのかもしれませんけれども、そんな社会的にスーパーで売っているようなものではないことは間違いありません。

ですが、消防庁の仕事の性質上、どうしても最高レベルの防護服がないと、病院で何か分かっているというのであればともかく、未知の病原体が蔓延しているようなところにも突入していかねばいけないようなレスキュー隊のような組織もございましてけれども、そういったものに対応するためにも、仕様書、最高レベルのものを設定させていただいた

とは聞いております。

ですので、これ以上ということになれば、特命随契か何かでやればいいのかという、本当に入手が困難であって、どうしてもこの仕様のものがやはり必要だということになれば、これは特命随契かという話になりますが、あえて特命随契にはしないで入手可能だということで、このような一般競争入札という形でやっております。その辺りにつきましては仕様の問題ですとか、どうしてこのような契約方法を取ったのかにつきましては、ぜひ御理解をいただければありがたいと思っております。私のほうからは全体的な感じの事情といえますか、東京都の考え方について御説明させていただきました。

以上です。

【小見部会長】 ありがとうございます。ということで、いろいろ御意見が出ておりますけれども、今後のことについて第2部のほうでまとめて議論したいと思えます。第1部については、つまり生地の調達可能性が不可能なほどの状況であったのかということが、最終的には論点になると思うのですけれども、それについて何かほかに御意見はございますでしょうか。飯塚先生、どうぞ。

【飯塚委員】 飯塚です。聞こえますか。

【小見部会長】 はい。

【飯塚委員】 苦情申立書を見ますと、談合とは書いてありません。癒着という言葉は何度も使っています。それで、業者がなぜ癒着と感じたかといいますと、私はこの0.048という数字にあると思えます。これはもともと業者から提示があった、その数字のまま使っているわけですが、通常は業者が出した数字の端数を切り捨てるとか、要するに個性をなくして、つまりこの場合であれば0.04とか0.05とか、そして一定のアローアンスを付けて仕様書を作っていくというのが普通なのであって、0.048というと、私は分かりませんが、この業界の中では、あそこのあの製品なのではないかというところが見えてくると思うのです。

ですから、その特定の業者で、その業者は仕様の作成にも参画しているということであれば、その業者と癒着しているのだという思いを持つのも、致し方ない面があるのではないかと思います。

ですので、これは今後のことになるかもしれませんが、業者から数字が上がってきたときは、それを個性のない数字に置き換えていくということをしないと、このように癒着があったという疑いを抱いてしまうと思えます。

今回の6か月の話にしましても、私はこの癒着があったと思うのもやむを得ない面があると考えれば、やはり6か月は長いだろうと思えます。

官製談合で最初に問題になった郵政省の事案は、私が担当したのですけれども、あれは業者間で何の談合もないです。あくまでも郵政省と特定の会社が地域的に話し合っていたということをもって、官製談合という言い方になっています。

その癒着の濃さというものは、なかなか見えてこないけれども、しかし癒着があったと

判断するのもやむを得ない面があると思っています。

以上です。

【五十嵐財務局経理部長】 いいでしょうか、財務局の……。

【小見部会長】 ありがとうございます。今の御意見に対していかがでしょうか。財務局。0.048mm(±0.01mm)であるという指定では、ほとんどメーカー等を事実上指定するようなことになってしまうということについてはいかがでしょうか。

【松本委員】 松本ですけれども、我々のほうは、ごめんなさい、委員会の立てつけは基本、委員会の中で議論をするということだと思えます。それで、委員会の中の意見をまとめるということかと思うのですが、事務局として今一方の当事者の東京都の方がいる中で、自由に御発言をいただくというのは少しおかしいと思っています。

なぜかという、ここにRELIEFの人は来ていないわけなので、一方の当事者だけからの弁明といいますか、御意見を聴取するというだけでは、一方の意見を訂正して良いのかどうかというのは、私としてはモヤモヤするという部分がございます。

【小見部会長】 ということですが、ゲストとして出ていて、何かを主張するというよりは状況について情報提供するという、そういう立場ですよ。

【五十嵐財務局経理部長】 そうです。

【小見部会長】 ということですので、今の飯塚先生の話に戻りますが、いかがでしょうか、委員の皆様。

【木下委員】 木下は、先ほど申し上げた意見は、実は飯塚先生がおっしゃっていた意見とほぼ同義だと考えております。

【小見部会長】 はい。

【木下委員】 確かに調達について可能性があると思って入札参加して契約を辞退したのだということで、指名停止をかけたいと、かけることによって入札の秩序を守っていきたいという行政側の意向はもちろんありますけれども、本件について標準で6か月とすることについては疑問があると私が申し上げましたのは、先ほどの調達の仕様の問題や、その前の調達も都としては結局実際は失敗しているわけで、そういうことを考えますと、先ほど森岡先生からは、ほかの業者に比べてずっと安く出しているというようなところが特徴だとおっしゃったのですけれども、価格の問題で、そこでチャレンジングなことをしたのだから失敗したらというにはならないのではないかと思います。

以上です。

【小見部会長】 ありがとうございます。ということだと、今の御意見だと6か月が長過ぎるから、それよりも短くするのが妥当ではないかという御意見が、お二方から出ておりますけれども、いかがでしょうか。

【松本委員】 松本ですが、同じ意見で、やはり標準6か月をそのまま適用するという事案ではないとは評価しております。

主な理由としては、先ほど申し上げたとおり、ほかの入札参加者が入手困難だという意

見をかなり出している中で、そこは考慮すべきなのではないかとは理解しているところです。

【小見部会長】　　ということは、一つのオプションとしては短くするというのはあるのですけれども、その根拠となるのは、談合ではなくて癒着ですか、飯塚先生がおっしゃったのであれば癒着ですけれども、その癒着が行われたやに思われるという部分をもって、6か月よりも短くするというようなオプションですけれども、これについてはいかがでしょうか。具体的にどれぐらいにすればいいのかとか、その辺のところの御意見はございますか。

【松本委員】　　すみません、癒着や談合が推認されるという部分については、実質的にはそうかもしれないですけれども、なかなか証拠から認定したり推認することは難しいと理解しておりまして、どちらかといいますと、仕様があまりにも細か過ぎたとか、一般的な入手ができない仕様の定めがあったということになるのではないかとは思いますが、なかなかその癒着という言葉は結構インパクトがありますので、表現は調整できるかなと思います。

【小見部会長】　　いいえ、ここで癒着を認定するというよりは、癒着があったかもしれないという状況証拠として癒着が実際あったかどうかは別としまして、仕様が非常に特殊で限定的であったということですね。だから、その仕様の策定が非常に限定的であったということをもって、特別な事情とするかということですね。

【木下委員】　　最初に、第1回目の入札で落札された業者が、結局その仕様を決めたように判断されてしまうわけですね。その方に対する調査を基に仕様を決めて、入札をされていると見えてしまって、2回目、3回目は1回目に落札した業者は、大体2番手、3番手ぐらいに入れていらっしゃるようですが、そこが安定して入れるような形で、それより安く入った業者は調達できませんでした、処分になりましたということです。

私は何か不思議な入札経緯だと見ていましたので、癒着とは言いませんけれども、仕様の決定や入札の過程におきまして、逆に行政としてももう少し工夫すべき点はあったんだと思っています。ですので、それを一方的に業者側の落ち度として、不誠実として標準で課すのはまずいのではないかということで、短くされたらどうでしょうかということをお願いしました。

全く世の中に1か所しか取れないものでしたら特命随契にしますと先ほどおっしゃっていましたが、確かに特命随契にするほどではないとしても、緊急性のある調達のようですし、先ほど飯塚先生がおっしゃったように、もう少し標準化したような仕様の示し方をすれば、代替品の調達も可能だったのではないかと考えてみると、なぜここまで細かくしたのでしようかという点も含めて、要するに調達困難を見越していたのではないかと感じてしまったので、6か月よりは軽くしたほうがいいのではないかと感じていました。

どれぐらいかということなのですから、標準より軽くなると、過去にどれぐらい

の標準より短くした例があるかということ、やはり参考にすべきだと思います。もう一つは、ほかのいろいろな要するに不祥事事例で、標準何か月となっているものの中を見ますと、6か月より短いのですと4か月とか3か月、2か月と出てきますので、では6か月より短いのであったら、その1つ下は4か月かと思うので、4か月かと思っております。感覚で申し訳ないですけども、以上です。

【小見部会長】 ありがとうございます。これは財務局にお伺いしますが、今大分時間がたっていますけれども、これが仮に4か月だとしますとどうなるのですか。

【臼田契約調整担当課長】 6月末に指名停止をしておりますので、10月末までという形になろうかと思えます。

【小見部会長】 そうすると、落としどころとしてはその辺りかと、それより短いともう既に終わってしまっていて、それはそれで問題かと思えますので、落としどころとしてはそのぐらいのところかとも思えますが。

【森岡委員】 森岡は一応6か月でいいと思っておりますので、皆さんの多数とは反対になります。

その理由は、1つは、行政の都合によって、調達者の都合によって特殊な設定をしなければいけないもの、仕様というのは当然あり得るだろうと思っております。衛生関係に関しては特にそうだろうと思っております。

クラス6というのを適合させつつ、動きやすいということなのですか、よく分かりませんが。それで細かい数字がどのように必要だったのかというのは、確かにもっと検討しても良かったのではないかと思います。前向きに言えばそういう話ではないというのはあると思うのですが、一方で恐らくこのコロナ感染状況で、調達が急遽必要になったということだろうと理解はしております。その中で、既製品で対応できる新たに業者に新しい仕様の素材を作らせるということではないという前提で、恐らく（非公表部分）から聞いた結果、0.048というものがあるということかと思えます。

時期ははっきりしませんが、千葉や大阪や都内の病院でも同じ仕様のものを納入しているということのようですから、メーカーも一般的なメーカーで特殊に、この（非公表部分）の直系で、そこしか卸さないということではないのだとすると、それはそれで一応入手可能であるという前提で、特殊な仕様を消防庁から専門的な立場から必要としたということは、十分合理性はあるように思います。

その上で入札して契約できる人ということを探っていたのですから、特段これを短くする理由には私はならないと思っております。

以上です。

【小見部会長】 ありがとうございます。

小池先生、お願いします。

【小池委員】 すみません、最後に私の意見を申し述べさせていただきたいと思うのですが、私の意見としては、おおむね森岡先生に賛成という立場でございます。

この調達できなかつた。探したけれども、調達できなかつたということの中には、当然自分の思う価格で調達できなかつたということが含まれているのではないか。もちろんそこまでの調査といたしますか、そこまでの聞き取りはなさっていないと思いますが、すごくお金をもっと森岡先生がおっしゃったように、こんなに安く入れていたのではなかつたのなら調達できていたのではないかということも、当然に考えられると思いますので、今回の頂きました追加資料の調査結果から見ますと、やはりほかの自治体でもこのような調達の実績があるわけですので、特段その期間を短くするというようなことは必要ないのではと思っております。

また、東京都でこれまでに処分を行ったもののリストを頂いておりますけれども、これは6か月を減じたものという前例がないということですので、その中にはこのような事案も含まれていたのかどうかということまでは分かりませんが、確かに慎重に協議をすべきであったということは、もちろん否認できませんけれども、今回のこの事案がそこまでの特例に当たるのかということをお考えすると、私の判断としては、そこまでではないと考えております。

【小見部会長】 はい、ありがとうございました。

ということですが、いろいろ意見が割れておりますけれども、事務局にお伺いしたいのですが、どのようにいたしますか。このように意見が割れた場合は、採決のような形になるのでしょうか。

【臼田契約調整担当課長】 やはり部会の御意見として、例えばもう完全に分かれてしまうということであれば、両論というのもありかと思っておりますし、特に採決を求めるような、そういう性質のものにはなっていません。あくまでも財務局長に対する部会としての報告書をまとめるというのが、この場の目的ですので、そういった2つの意見が結果的には出たというところでまとめていただくというの、一つはありかとは考えています。

【小見部会長】 ということであれば……。

【松本委員】 松本です。

【小見部会長】 はい、どうぞ。

【松本委員】 223ページに苦情処理審議の規定がありまして、冒頭に頂いた資料の通し番号の223ページなのですけれども、こちらの第6の指名停止等に係る苦情処理審議の2の(1)に、報告事項等の集約という規定がございますが、こちらの適用を受けるという理解でよろしいのでしょうか。

【臼田契約調整担当課長】 報告事項を集約する場合にはという形で書かれておりますので、決を取って決めるとは我々は認識しておりません。あくまでも部会が財務局に対する報告事項というものを集約する際に過半の決をもって、この内容でいいですということ、最終的に御承認をいただいて報告いただくものと考えております。

【木下委員】 すみません、木下ですけれども、先ほど事務局のほうから両論併記という報告の仕方もあるということをおっしゃったのですけれども、この議論の報告としては、

それぞれ理由のある議論をした上で、両論併記で集約でもいいのではないかと私は思いました。

すみません、1回目に出ていなくて、2回目だけで恐縮ですが、森岡先生、それからお答えされた小池先生の御意見も、もちろん行政の安定した執行からいえば当然の御意見だと思いますが、私は本件については、先ほど言ったように軽減すべき理由もあると思っております、それをやはり多数決で決めるにはふさわしくない議論だと思っておりますので、いろいろな意見の中でこの指名停止について全く否定的という議論はないと思います。

しかも、それについてこの業者側の責を考えたときに、どうだというようなところで現行どおりと軽減という両論お出しただいて、むしろ先ほど小見先生がおっしゃったように、10月中にまとめることに意義があると私は思っておりますので、なるべく早くこの問題を解決してあげなければいけないと思いますから、ぜひおまとめいただきたいと思っております。

【小見部会長】　　ということで、では両論併記の方向で考えたいと思いますが、第1部として、まだ言い残したこと、あるいは追加で御意見ありますでしょうか。

【松本委員】　　大丈夫です。

【小見部会長】　　それでは、いろいろと御意見が出ましたけれども、他に御意見がないようですので、ただいま御審議いただきました内容について、当部会としての意見を集約していきたいと思っております。

恐れ入りますが、意見集約のため、これより私のほうで15分程度作業の時間をいただければと思います。一旦休憩に入らせていただき、審議再開は15分後ですから10時50分とします。非常に遅くなって申し訳ありません。その後再開したいと思います。この後、私と事務局で後の進め方についてお話しさせていただきますので、委員の皆様、一度オンライン会議から御退出いただきまして、時間になりましたら、つまり10時50分になりましたら、改めて会議への参加をお願いいたします。開始準備が整いましたら事務局から再度会議参加承認をしていただきます。よろしく申し上げます。

【一同】　　失礼します。

(休 憩)

【小見部会長】　　よろしいですか。では、10時50分になりましたので、それでは、審議を再開いたします。

まずは結論ですが、「東京都が行った指名停止手続は適正なものであり、苦情申立人からの再苦情申立ての趣旨に正当な理由があるとは認められない」ということになりまして、その理由としましては、まず1点目としては、指名停止の措置自体は問題ありません。2点目は、ただし措置期間について意見が2つあり、1つ目は、仕様が必要以上に細か過ぎたという点も否めず、それを全て事業者責任を負わせるのはどうかと思うといった意見

があり、標準措置期間を軽くすべきとの意見が1つです。それから2つ目は、入札時点で、できるとして入札したにもかかわらず、落札を辞退したという点を重く見て、過去の措置の実績を踏まえても標準の措置期間を採用すべきとの意見のこの2つが両方出たということをもって、第1部の結論とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【松本委員】 先生、すみません、もう一回冒頭の部分をおっしゃっていただけますか。

【小見部会長】 最初からですか。

【松本委員】 はい。冒頭の部分がよく分からなくて、どうまとまったのかが分からないのですけれども。

【小見部会長】 「東京都が行った指名停止手続は適正なものであり、苦情申立人からの再苦情申立ての趣旨に正当な理由があるとは認められない」というのが全体の結論と私は読み上げさせていただきましたが、そこですかね。

【松本委員】 はい。

【小見部会長】 ということは、ここ自体も正当な理由があるというのと、あるとは認められないというのと、あると認められるというものがやはり併記されるべきだということでしょうか。

【松本委員】 はい。

【小見部会長】 ほかの先生方、いかがでしょうか。

【松本委員】 飯塚先生が手を挙げておられます。

【小見部会長】 はい、どうぞ。

【飯塚委員】 私も最初の結論の段階で両論あったということではないかと思います。

【小見部会長】 はい、分かりました。では、そのようにさせていただきたいと思いません。

【森岡委員】 一応確認ですけれども、私はその原案でよろしいという立場なのであれなのですけれども、もともと多分松本先生はそういう趣旨のお話をされていて、木下先生が、処分自体はできるけれども、せめて処分自体は相当だと考えるが6か月は長過ぎるとか、4か月とか短いほうがいいのではないかというお話で、途中の議論で、ほかの先生方はそれに賛同されるということを言われたので、多分今のまとめになったのだと思うのですが、正当な理由があるということになれば、指名停止処分はそもそもそれが不相当という話だと思いますから、その意見は意見で、出されるのであれば松本先生、飯塚先生のほうで出されるのはよろしいのかと思います。

木下先生は多分、処分自体は相当と考えた上で4か月という意見なので、言ったら3つの意見ですよという話の整理かと思います。

あと、これは今日のうちに全部結論を文書としてまとめなければいけないのですか。

【臼田契約調整担当課長】 この後、いわゆる報告書という形で文書の形にまとめる時間を少しいただきまして、それをまた先生方に共有して内容について御了承いただくという手続を踏んでいこうと思います。

【森岡委員】 そうなのですか。恐らく弁護士も何人か出ておりますし、書きたい人もおるのでしょうから、個別意見になると特に部会としての全体意見であれば、東京都のおまとめのおりというの是一般的だと思いますし、書きぶりだとか平仄も含めて妥当だろうと思うのですけれども、多分個別の意見に分かれると、それぞれの先生方の御意見の趣旨、意見の根拠というのは口頭でやり取りしていて、感覚的な話もしているので、きちんとそれぞれ書いたほうがいいのかもしれないとは思っています。多分、松本先生は松本先生で書かれるのだろうと思います。

逆に先ほどの話で、例えば行政処分ではないという東京都の理解で、私はそのような理解でおるのですけれども、その点について松本先生がそもそも行政処分をもっと広く捉えるべきだというお立場であれば、そこも前提が間違っているとずれてしまうので、そこも東京都にもチェックしてもらいながら、多分書いていただいたほうがよろしいのかとは思っています。調達制度とかは私も詳しく分からないところがありますから、うっかり書くと間違っているので、それぞれ多分東京都としては、だから大卒の報告書は作っていただくとしても、中の個別意見のところはそれぞれの委員が書くのでもいいのではないかと思います。

【小見部会長】 分かりました。森岡先生ありがとうございました。そうすると今話を勘案すると、正当な理由があると認められないとか認められるという文言については、ここでどちらかに決めるとか、両方を載せるとかということは保留にして、先ほど申し上げた具体的な話、指名停止の措置自体は問題がないと。ただし措置期間については意見が2つあったという、これについては恐らく全員合意できるかと思います。

【森岡委員】 いや、そこが違うのではないですか。

【小見部会長】 そこが違うのですか。

【森岡委員】 多分、松本先生は多分、そもそもこの指名停止措置自体が不当だという意見なのではないですか。

【松本委員】 1つは、何を書くべきかで、指名停止措置が正当とか適正だったかどうかという問題と、苦情申立てに理由があるかどうかというのは、また別な問題だと思っていて、苦情申立てについて我々は審議していたのかと思うのですけれども、苦情はRELIEFの人は、指名停止は仕方がないと思うけれども、短くして、軽くしてくださいということをおっしゃっていたと思うのです。

【前山契約調整担当部長】 それは、辞退届のときですか。

【臼田契約調整担当課長】 主張が移っていつているので、なかなか難しい部分ではあるのですが、この部会で最終的に取り扱うべきものは、この181の再苦情申立書だと考えておりますが、当然その経緯としては、辞退のときの言い方と、最終的に再苦情申立ての中で言っている言い方は少しトーンが異なっています。

【小見部会長】 前段は、指名停止手続が適正なものであるというのが前段で、後段が苦情申立ての趣旨に正当な理由があると認められるか、あるいは認められないかというのがありますけれども、指名停止手続そのものは問題ないということなのですよ。

【松本委員】 指名停止手続というのは、手続全体を指していると思うのですが、指名停止処分というか、処分ではないのですか。指名停止の決定そのものはやむを得ないというか、そこはしょうがないけれども、期間が6か月は長過ぎると思います。

指名停止の手続そのものに問題がないという、その手続というのは、その審議経過とかも全て含んだ表現だと思うのですが、そこは問題がないとは思っていません。

【小見部会長】 分かりました。すみません、私、法律の専門ではないので、その辺の言い回しのところは非常に難しいのですが、分かりました。というような意見も出ておりますので、それも含めて、では事務局のほうで精査していただいて、最終的にはメールでよろしいですか。

【臼田契約調整担当課長】 メールで一旦、まずは部会長にお送りさせていただいた上で、各委員の方々にお送りして、必要に応じて修正等をかけていきたいと考えております。

【小見部会長】 分かりました。そのようにさせていただきたいと思います。ですので、まずは私と事務局のほうで、今の口頭で読み上げたものをもう一度精査しましたものを皆さんにお送りして御意見を募りたいということでございますので、よろしくお願ひします。

ということで、第1部はここまでということで、引き続き第2部として今回の東京消防庁の調達手続の問題点について議論していきたいと思ひますということなのですが、もう時間が大幅に過ぎておりますが、これも含めてメール審議ということにさせていただきたいと思ひますけれども、いかがでしょうか。

申し訳ありません。私の進行が不手際です、大幅に時間が延びてしまいました。ということで、ありがとうございました。

以上で本日の議案は一旦終了となりますが、全体を通して何か質問、御意見のある委員は願ひします。

【松本委員】 私は大丈夫です。

【小見部会長】 よろしいですか。

【松本委員】 はい。

【森岡委員】 事務局には御迷惑をかけますが、よろしく願ひします。

【松本委員】 はい、すみません。

【小見部会長】 他に御発言はございせんか。

それでは、本日予定されておりました議事は、全ては終了していませんね。一旦終了させていただきたいと思ひます。

事務局に進行をお返しします。

【前山契約調整担当部長】 小見部会長、ありがとうございました。部会の皆様も本当にありがとうございました。これをもって一旦本日のところは苦情処理部会を終了させていただきます。結論につきましては、またメール等で送らせていただきます。それで皆様の意見を取りまとめていただいて、報告書のような形で、その上で我々も再度これから結論がどうなってくるかは分かりませんが、報告書を見て、RELIEFに対して通知を出

して行って、向こうから先生方の御議論をいただくところについて、きちんと答えていただくのかと思っております。

松本先生もおっしゃられたように、我々があまり審議の中に立ち入るのは不適切かと思っております。審議の中では言うておりませんでした。やはりRELIEFのほうから辞退に当たって、もともと契約予定があったとか、それが取り消されたとかいう話があったのですけれども、一応そういう証拠資料とか具体性のあるお話をいただいていたところもございまして、報告書を頂いた上で先生方の御意見はこうなのだけれども、ここは先生方がお酌み取りいただいた点について、きちんと示していただけるものと思っておりますので、そういったものをきちんと申立人と整理していかなくては行けないのかと思っております。

これも本当に久しぶりの苦情処理部会ということで、いろいろ進行に当たって不手際等がございまして、皆様方には非常に御迷惑をおかけしたかと思っております。引き続き今後御指導をよろしくお願ひしたいと思ひます。

本日は誠にありがとうございました。これにて退出いただいて結構です。どうもありがとうございました。

【一同】 ありがとうございました。失礼します。

— 了 —